

選定療養費について

●標準的算定日数を超えて受ける疾患別リハビリテーションの利用について

リハビリテーションに係る「選定療養」とは、医師の判断のもと、患者が自ら希望して選択し、別途に費用負担をすることで受けることが出来る追加的な医療サービスのことです。当院では、リハビリテーションに係る「選定療養」を行うことができる体制となっておりますので、ご希望される場合には、担当する医師やリハビリ担当者にご相談ください。また、リハビリテーションに係る選定療養のご利用いただく際は、選定療養費に係る同意の手続きが必要となりますのでご了承ください。

【1 単位 20 分】

・運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 2,000 円

※患者、家族の希望であっても医師の判断により行わない場合がありますので予めご了承ください。

医療法人ていーだ ていーだクリニック整形外科
院長 来間 裕一